

「前払式支払手段」の払戻しのご案内

平素は、ニッケゴルフ倶楽部をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、資金決済法に基づく前払式支払手段として、お客様に「ニッケゴルフ倶楽部弥富コース」をご利用いただくため、「平日9ホールプレー券、ライトカード(Nカード)」を発行しておりましたが、平成29年12月30日の営業をもって「ニッケゴルフ倶楽部弥富コース」の閉鎖に伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻し手続きを行います。

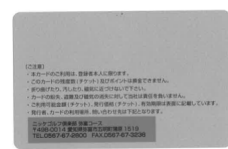
1. 払戻し対象の「前払式支払手段」

ニッケゴルフ倶楽部弥富コース発行の「平日9ホールプレー券」「ライトカード(カード金額残額)」をお持ちの方を対象に額面金額にて払戻しを行います。(平日9ホールプレー券については、1枚3,640円にて払戻し致します。)

●平日9ホールプレー券



●ライトカード(弥富コース発行)



2. 払戻しのお申し出期間

平成30年1月6日(土)から平成30年3月31日(土)まで

この期間を過ぎますと、当該払戻し手続きより除斥されますので、ご注意ください。

3. 払戻しのお申し出方法及び払戻しの方法

払戻しのお申し出期間中に、「弥富コース事務局(ニッケゴルフ倶楽部甚目寺センター内)」にて払戻しを行います。

お手元の「前払式支払手段」と身分証明書持参の上ご来場願います。必要書類に署名していただき現金にて払戻し致します。

ご本人様以外の方が手続きされる場合は、本人及び手続き者の証明書を持参の上ご来場願います。

つきましては、弊社に前受金をお預けいただいている皆様におかれましては、払戻しのお申し出期間中にお手数ながら下記連絡先までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

4. お問合せ及び払戻し申し出先

弥富コース事務局(ニッケゴルフ倶楽部甚目寺センター内)

〒490-1111 愛知県あま市甚目寺上沖田 36-7

電話 052-444-5001 受付時間 午前9時より午後5時(甚目寺センター休場日を除く)

【ご注意】

- ① 偽造、変造あるいは毀損されている「前払式支払手段」は払戻し致しません。
- ② 郵送及び振込での対応はできかねますのでご了承ください。
- ③ 本人確認できる身分証明書をご持参ください。
- ④ ライトカードのデザインが他事業所発行のカードと類似していますが対象は弥富コース発行分のみとなります。裏面にてご確認ください。